

(第16号の18様式)

# 誓約書

私

は、地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも

私共

該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

京都府 府税事務所長 様  
広域振興局長

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

誓約書は、下記の第1号から第4号に該当しないことを証明するものです。

## 記

(参考)

地方税法施行令第43条の15第15項

第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第138条第1項(とん税法第14条及び特別とん税法第12条において準用する場合を含む。)若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。

第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち1から3までのいずれかに該当する者があるとき。

(注意)

※ 誓約に反する事実が判明した場合には、虚偽申請(免税証の不正受給)となる可能性がありますのでご注意ください。(10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金)

※ 免税軽油使用者証、免税証交付後に誓約に反する事実が生じた場合には、免税軽油使用者証、免税証の返納を命じられる場合があります。

※ なお、前述の免税軽油使用者証、免税証の返納命令については、平成16年6月1日以前にすでに交付を受けた者も対象になりますので周知の程よろしくお願いいたします。